

港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者は、港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託を運営するための豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和8年6月3日（水）以降に、提案書を提出した全ての事業者に文書を発送します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です。（説明10分、質疑20分程度）。

第二次審査の際は、参加表明書で記載された担当者のほか、当該業務全体を統括し、業務運営の管理を担う責任者を含め、3名程度でご参加ください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

ア 実施日時

令和8年6月24日（水）午後6時30分から午後8時30分まで

イ 実施場所

港区子ども家庭総合支援センター（港区南青山五丁目7番11号）

ウ 結果通知

令和8年6月25日（木）以降に、第二次審査参加者全員に文書を発送します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。

なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
同種・類似事業の運営実績	・自治体が委託又はこれに準ずる形で実施する同種・類似業務を、一定規模・一定期間、安定して運営した実績があるか。
基本理念	・本事業の目的や背景を踏まえ、家事支援をどのように位置付け、どのような考え方で事業運営を行うのか。 ・子育て家庭が置かれている多様な状況や不安を前提に、利用者と向き合う際にどのような姿勢や視点を大切にしているか。
管理運営	・業務を継続的かつ安定的に実施していくため、運営上どのような点を重視し、どのような考え方で取り組もうとしているか。 ・利用の集中や供給量の不足が生じた場合を想定し、関係者や利用者への影響にも配慮しながら、どのように対応していく考えであるか。 ・利用に至るまでの流れについて、初めての方や不安を感じている方の視点に立ち、分かりやすさや迷いにくさをどのように意識しているか。 ・利用者の意見や登録はしたが利用にまで至っていない家庭の声などをどのように受け止め、必要に応じて工夫や見直しにつなげていくか。 ・マニュアルの整備により業務に関する共通の考え方や対応を現場に浸透させるため、日常の業務や取組の中でどのように活用していくか。
事業内容	・提供する家事支援はどのような内容（家事支援の範囲、支援の進め方、サービス水準）か。 ・利用者の生活空間に入って業務を行うことを前提に、作業を行う際に配慮すべき点や、家庭ごとの価値観や生活習慣の違いを踏まえ、利用者に不安や不快感を与えないために留意すべき点について、どのように考えているか。 ・どのような場面で、どのような情報を区と共有する必要があると考えているか。また、利用者のプライバシーに配慮しながら、どのように情報を整理して区に伝えていくか。 ・区民の利用しやすさを高めるための取組について具体的な提案がされているか。

安全対策・危機管理	・日常業務の中で衛生面への配慮をどのように実践するか。 ・従業員による家財の持ち出しなどの不適切な取扱い、作業中の事故やトラブルを未然に防ぐための考え方、万一の際に、組織としてどのように判断・対応する姿勢か。 ・業務を通じて知り得た情報について、どのような考え方で適切に管理していくか。
見積価額	—

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務趣旨・事業目的の理解	・本事業で解決しようとしている課題や目的について、提案内容との関係性を踏まえた理解が示されているかなど取組姿勢の評価
提案内容の実現性・具体性	・提案している内容について、実際の業務実施を想定した現実的な考え方が示されているか。 ・想定される業務量や条件を踏まえ、無理のない進め方が考えられているか。 ・業務開始から安定的な実施に至るまでの流れについて、全体像が理解できる説明となっているか。 ・提案内容と実際の運用との間に大きな乖離が生じないよう配慮した考え方が示されているか。
業務責任者・中核人材の適格性	・業務責任者等が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。 ・本事業を担う立場としての役割や責任を理解し、日常の判断や対応に向き合う姿勢が示されているか。
危機管理・想定外の事態や困難事例への対応力	・想定どおりに進まない場面が生じた場合にも、状況を整理し、適切に対応しようとする考え方が示されているか。
事業者の実績に基づく子ども・家庭支援に対する基本姿勢	・これまでの実績や経験を踏まえ、本事業に即した提案がなされているか。 ・同種・類似事業での取組や知見を、本事業にどのように生かそうとしているかが具体的に示されているか。 ・子どもや家庭の状況に配慮し、課題の把握や支援につなげようとする視点や工夫が示されているか。

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※第一次審査と第二次審査の配点比率は、およそ2：1です。

4 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、又はやむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

(1) 共同事業体構成書

(2) 共同事業体協定書兼委任状

(3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消し、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能）
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者又は区内に契約権限を有する代理人を設置し、かつ、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む。）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進の評価

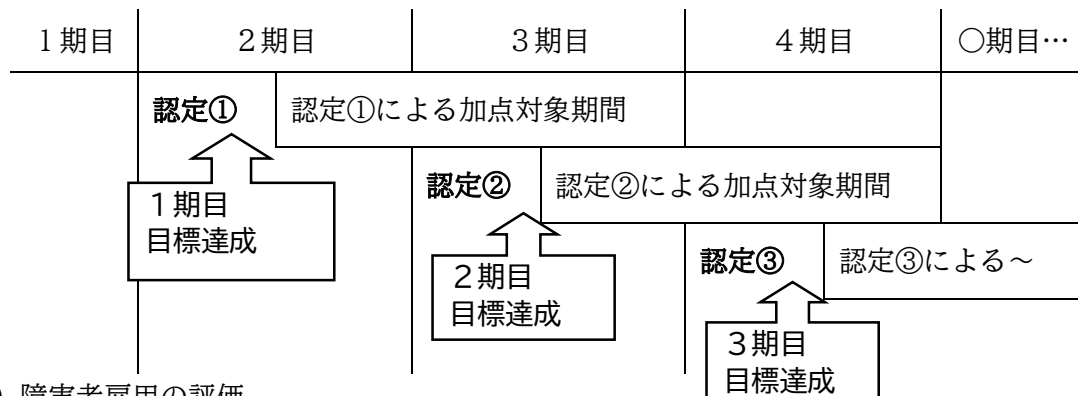
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。なお、小数点以下は切上げとします。評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）。	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等
国（厚生労働省）が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定（又はプラチナえるぼし認定）」を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できるえるぼし認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加対象項目としています。評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。)又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 募集方法及び審査方法

(1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。

(2) 令和 8 年 4 月 10 日(金)に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。

(3) 令和 8 年 5 月 14 日(木)午後 5 時をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締切後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

(4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一次審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記 3 (1) 記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い 3 者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1 者を選考します。

6 審査結果の公表等

(1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。

(2) 審査結果は全参加事業者にも文書で通知します。

(3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和 8 年 7 月 30 日(木)以降に、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。